

2015

No.671 ころぼう
4/25 おしらせ版

5月のまちの行事予定

ホームページ <http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp/>
Eメール jichi@town.kamifurano.lg.jp
発行/編集 上富良野町/町民生活課自治推進班

日 曜	行 事
1 金	
2 土	開拓記念館オープン (10月31日まで)
3 日	憲法記念日
4 月	みどりの日
5 火	こどもの日
6 水	振替休日
7 木	農業委員会総会(傍) 18:30 役場
8 金	広報かみふらの5月10日号発行 1歳の誕生会(5月生まれ) 子どもセンター 9:30~10:00(受付) 10:00~11:00
9 土	西児童館「おやつづくり」 13:30
10 日	
11 月	定期健康相談 9:00~11:30 かみん
12 火	予防接種(四種混合・ポリオ・水痘・ヒブ・小児用肺炎球菌・おたふく) 9:00~10:00(受付) 13:00~14:00(接種) 母子手帳交付・妊婦相談 11:00~11:45 かみん
13 水	きららの会(食生活改善推進員)学習会 10:00~11:30 かみん
14 木	町立病院夜間診療 17:30~19:00 (受付)
15 金	
16 土	東児童館「つくってあそぼう」 13:30
17 日	
18 月	定期健康相談 9:00~11:30 かみん

日 曜	行 事
19 火	予防接種(BCG・麻しん風しん・水痘・ヒブ・小児用肺炎球菌・おたふく) 9:00~10:00(受付) 13:00~14:00(接種) 母子手帳交付・妊婦相談 11:00~11:45 かみん 行政相談・心配ごと相談 13:00~16:00 かみん
20 水	マタニティ教室「いきいきパパ・ママ」 13:30~15:30 子どもセンター 町立病院内科外来 午後休診
21 木	育児教室(3か月児対象)「はここにこ・赤ちゃん」 13:30~15:30 子どもセンター
22 金	道民カレッジ連携講座「高齢者の交通安全」 10:30 社教センター
23 土	第69回体育大会 上富良野中学校 東児童館「やさいをつくろう」 13:30 西児童館「牛乳パックでつくろう」 13:30
24 日	第17回住民会対抗パークゴルフ大会 8:30 上富良野町パークゴルフ場
25 月	広報かみふらの5月25日号発行 定期健康相談 9:00~11:30 かみん
26 火	B&G海洋センターオープン (9月30日まで) 予防接種(四種混合・ポリオ・水痘・ヒブ・小児用肺炎球菌・おたふく) 9:00~10:00(受付) 13:00~14:00(接種) 母子手帳交付・妊婦相談 11:00~11:45 かみん 天体観望会 19:30 上富良野西小学校チャレンジ天文台
27 水	町議会運営委員会 9:00 役場 7か月・10か月児乳児相談(個別案内) 1歳6か月児健康診査(個別案内)
28 木	胃がん・大腸がん検診 6:00~8:30 かみん 町立病院夜間診療 17:30~19:00 (受付)
29 金	すくすく離乳食・育児教室 10:00~12:00 かみん 図書館「ふれんど」読み聞かせ会 10:30
30 土	運動会 上富良野小学校
31 日	



6月1日(月)までに納めましょう
■固定資産税(第1期)

写真は上富良野小学校入学式の日の登校風景だよー♥♥

(傍)…傍聴可 (公)…会議録を町政情報提供コーナーで公開

「まちの行事予定」やお知らせコーナーに掲載している行事予定は、日時などが変更になる場合がありますので、事前に確認をお願いします。

マイナンバー (社会保障・税番号) 制度が始まります



マイナちゃん

マイナンバー 3つの効果

公平・公正な社会の実現

本当に困っている方にきめ細かな支援が可能に

行政の効率化

作業の重複や時間、労力などを削減



住民の利便性の向上

行政手続きが簡素化され、負担が軽減

期待される3つの効果

マイナンバー(社会保障・税番号)は、住民登録のある全ての方に1つの番号を付して、社会保障や税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平で公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては大きく、次の3つが挙げられます。

①行政機関や地方公共団体などで、さ

まざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。

②添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減します。行政機関が持っている自分の情報の確認や、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ることも可能になります。

③所得や行政サービスの受給状況把握しやすくなり、負担を不当に免れたい、給付を不正に受けたいすることを防止するほか、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。

番号はいつ、どのように通知されますか？

今年10月以降、町民の皆さん一人ひとりに12けたのマイナンバーが通知されます。中长期在留者や特別永住者などの外国人も対象で、住民登録のある住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。住民票の住所と異なる所にお住まいの方はご注意ください。

マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、一生変更されませんので、大切にしてください。

どんな場面で使用することになりますか？

来年1月以降、社会保障、税、災害対策の行政手続きで順次、マイナンバーが必要になり、次のような場面で利用することになります。

- ①年金を受給しようとするときに年金事務所に提示
- ②健康保険を受給しようとするときに健康保険組合に提示
- ③毎年6月に児童手当の現況届を出すときに市町村に提示
- ④所得税、復興特別所得税の確定申告をするときに税務署に提示
- ⑤税や社会保障の手続きで、勤務先や金融機関に提示

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続きでしか使用することはできません。

情報提供ネットワークシステムによる各機関の間の情報連携は国が平成29年1月以降、地方公共団体は同年7月以降に始まり、情報連携により、申請手続きの際の課税証明書の添付省略など、皆さんの負担軽減だけでなく、利便性も向上します。



マイナンバーは一生使うものだから、大切にしてくださいね！

マイナンバーは、他人に提供してもいいのでしょうか？

マイナンバーは、法律で定められた目的以外で他人に提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人が、マイナンバーを含む特定個人情報を別の人に不当に提供すると処罰の対象になります。

法人番号って何ですか？

法人には13けたの法人番号が指定され、こちらは広く公開されます。個人番号とは異なり、官民問わず自由に利用できます。

1人に1つ。マイナンバー

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策分野の中で、法律に定められた行政手続きにしか使えません。

個人情報が一元管理され、外部に漏れはしませんか？

個人情報外部に漏れるのではないが、他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないかと懸念の声もあります。マイナンバーを安心・安全にご利用いただくため、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。

制度面の保護措置として、法律に規定があるもの以外では、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管は禁止されています。また、第三者機関の特定個人情報保護委員会が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督することとされ、法律に違反した場合の罰則も従来より重くなっています。

システム面では個人情報を一元管理せず、従来通り年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署というように分散して管理します。また、行政機関の間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わず、システムにアクセスできる人を制限し、通信する場合は暗号化を行います。

また、情報提供ネットワークシステムを使って「いつ」「誰が」「どのような目的で」自分の個人情報をやりとりしたのかを確認できるマイポータル(情報提供等記録開示システム)が、平成29年1月から稼働する予定です。

マイナンバーは保護措置バッチリ。やりとりされた履歴も自分で確認できるよ



まづことはありませんが。

個人番号カードは何に使えますか？

個人番号カードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されます。個人番号カードは平成28年1月以降、申請していただくことで交付される予定です。

個人番号カードは本人確認のための身分証明書として利用でき、カードに搭載されたICチップや電子証明書によりe-Taxなどの各種電子申請を行うこともできます。

ほかに、町独自に住民票や印鑑登録証の交付などに使用できるようにする場合は今後、かかる費用とその効果を考えながら検討していきます。

マイナンバーはカードの裏面に記載されますが、法律で認められた場合を除き、個人番号カードの裏面をコピーするなど法律違反になるので、注意してください。なお、ICチップには券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書が記録されます。

すが、所得の情報や病気の履歴などのプライバシー性の高い個人情報も記録されませんが、個人番号カードから全ての個人情報も分かってしまつことはありません。

もっと詳しい情報はホームページかコールセンターで確認ください



マイナンバー制度のよくある質問(FAQ)や最新情報は、内閣官房のマイナンバー(社会保障・税番号)制度のホームページに掲載されています。

特定個人情報保護委員会、総務省、国税庁、厚生労働省等の特設サイトへのリンクもあります。「マイナンバー」で検索してください。
ホームページURL
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

平成26年10月から、マイナンバーのコールセンターを開設しています。マイナンバーについての不明な点や、さらに詳しい情報を知りたい方は、気軽にお問い合わせください。

電話番号

日本語 ☎0570・20・0178

外国語 ☎0570・20・0291

開設時間

平日の9時30分～17時30分

※平成27年10月～28年3月の半年間は平日の開設時間を20時まで延長。年末年始を除く土・日曜日、祝日も17時30分まで開設予定です

問合せ 総務課企画財政班

☎060800

上富良野町個人情報保護条例の改正(案) 個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例(仮称)の制定(案)

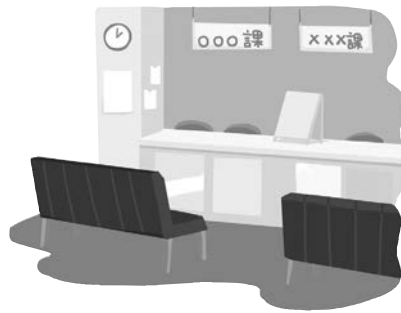
平成25年5月に制定された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法の公布により、10月から「マイナンバー制度」が導入されます。

これに伴い、個人番号(マイナンバー)を利用した行政手続きの運用開始に向け、町の条例を整備することが必要となります。

個人番号は、個人を識別するための重要な特定個人情報(用語の説明①参照)とされ、町が保有し、行政手続きを行うに当たり、厳格なルールづくりが義務付けられています。

町では、このルールに沿って皆さんが行う行政手続きの効率化を図るほか、特定個人情報を通正に管理するためその利用や提供、開示請求などの手続きを定める「上富良野町個人情報保護条例」の改正と、特定個人情報の行政内部の利用を定める「個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(仮称)」の制定を予定しています。

この2つの条例の改正と制定について、皆さんのご意見をお聞かせください。



上富良野町個人情報保護条例の一部改正の概要

改正の概要

番号法では、町が保有する個人番号などの特定個人情報は、通常の個人情報(氏名、住所、生年月日など)と比較し、より一層の保護措置を講じることとされており、目的外利用や提供の制限など管理する側の保護措置のほか、町民の皆さんによる開示、訂正、利用の停止などの手続きについて規定されていることから、関係する町の個人情報保護条例にこれらの内容を盛り込むため条例を改正します。

内容は左ページのとおりです。

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(仮称)の概要

- 番号法では、町が行う事務の中で次に該当する場合は、条例の制定が必要とされています
- ①番号法に規定されていない事務において個人番号を独自に利用する場合
 - ②同一機関内で特定個人情報の授受を行う庁内連携による場合

(例) 保健福祉課が行う介護保険料の算定に、町民生活課が保有する税に関する情報を受け取り使用するなど

③同一地方公共団体内のほかの機関への特定個人情報の提供を行う場合

(例) 教育委員会が行う学校保健医療援助事務に必要な情報を、町民生活課が保有する住民登録関係情報を受け取り使用するなど

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(仮称)の内容

国が示す条例に盛り込むべき規定	条例への反映の有無	条例への反映の理由
番号法に規定されていない事務において個人番号を独自に利用する規定	条例に規定しません	平成27年度において独自に利用する事務がないため
同一機関内で特定個人情報の授受を行う庁内連携の規定	条例に規定します	行政事務手続きの効率化を図るため、法律の範囲内で庁内連携による特定個人情報の授受を行うため
同一地方公共団体内のほかの機関へ特定個人情報の提供を行う規定	条例に規定しません	平成27年度において「教育委員会から町へ」といった、町のほかの機関への特定個人情報を提供する事務がないため

個人情報保護条例の改正(追加)の内容

定めるべき規定	現行の個人情報保護条例の内容	番号法(国)の規定	条例(町)の規定
利用目的以外の目的での利用に関する規定	次の場合に限り、目的外の利用や実施機関以外への提供が認められます <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の同意があるとき ・ 法令などの規定に基づくとき ・ 出版、報道などにより公にされているとき ・ 個人の生命、健康、生活、財産の保護のため、緊急でやむを得ないと認められるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の生命、身体、財産の保護のために必要で、本人の同意があるか、本人の同意を得ることが困難な場合以外は原則禁止 ・ 情報提供記録用語の説明 ③ 参照)の目的外利用は禁止	国の規定と同様
提供の制限に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ実施機関(用語の説明②参照)内での利用か、ほかの実施機関に提供する場合で、個人情報を利用したり、提供することがその実施機関の円滑な事務に必要なであり、利用や提供により、本人や第三者の利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人やその代理人が、職員に対し本人の個人情報を含む特定個人情報を提供する 	国の規定と同様
開示・訂正・利用停止に関する規定	本人や法定代理人による開示、訂正などの請求、是正の申出	本人、法定代理人、任意代理人による開示、訂正、利用停止の請求ができる	国の規定と同様
利用停止の請求の条件に関する規定	直接的な規定はなく、是正の申出の規定に包含	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用制限・収集・保管・ファイル作成・提供の制限に対する違反については利用停止請求ができる ・ 情報提供記録は利用停止請求ができない 	国の規定と同様
開示手数料の減免に関する規定	開示、訂正など取り扱いは是正の手数料は無料(上富良野町手数料条例に規定)	経済的困難や特別の理由がある場合は、開示手数料を減額が免除できる	開示申請手数料は無料
ほかの条例による開示実施の調整に関する規定	ほかの法令などの規定に個人情報開示に関する手続きの定めがある場合は、その規定に従う	ほかの条例に開示実施の調整規定を設けている場合は、その規定に従う	国の規定と同様

- 【用語の説明】**
- ①特定個人情報 12けたの個人番号と、それによって管理されているほかの個人情報を合わせたもの
 - ②実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会、水道事業管理者、議会のこと
 - ③情報提供記録 特定個人情報を「いつ」「誰が」「どのような事務」で使用したかを記録したもの。マイナンバー制度では、システムにより自分の情報の使用記録を確認できるようになります

条例(案)に対する、皆さんのご意見を
お寄せください。

募集期間

4月24日(金)～5月24日(日)

閲覧方法

ここに掲載しているのは条例案の
要旨です。条例案の全体をご覧にな
る場合は、町内9か所に設置してあ
る町民ポストに備え付けの冊子か、
町のホームページにおいて閲覧して
ください。

町民ポスト設置場所

役場、保健福祉総合センターかみ
ん、社会教育総合センター、公民
館、町立病院、上富良野郵便局、J
R上富良野駅、コミュニティプラザ
中茶屋、JAふらの上富良野支所
町のホームページ
<http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp/>

提出方法(様式は自由です)

持参、郵送、ファクス、電子メー
ル、町民ポスト(右の9か所)

※提出する意見には住所、氏名(団体
名)、電話番号を記載してください。
記載のない場合は無効になります

結果の公表

6月下旬

問合せ

☎071-0596

上富良野町大町2丁目2番11号

総務課総務班

☎6400 ☎5362

somu@town.kamifurano.lg.jp



③製造に関して安定的な経営が行われると認められ
ます。
④製造に必要な技術的な能力を備えて
います。

特区内に認定されることで、町内で民宿やファームレストランなどを営んでいる農業者が、自分で作った米を原料にどぶろくを製造し、お客さんに提供する場合は、酒税法で決められた年間6kg以上の製造要件が緩和され、大規模な設備投資が不要となります。

ただし、醸造には製造免許の取得が条件ですので、税務署への申請手続きが必要となります。

なお、申請には
①製造場の設備が十分であること
②製造に必要な技術的な能力を備えていること
③製造に関して安定的な経営が行われると認められます。

上富良野町 どぶろく特区



町が国に申請していた構造改革特別区域「どぶろく特区」が3月に認定され、新たに「上富良野町どぶろく特区」が誕生しました。これにより、町内の農業者が一定の条件を満たせば「どぶろく」の製造、販売ができるようになりました。

問合せ 産業振興課商工観光班 ☎46983

どぶろく特区って、なに？

今後の予定は？

必要です。
※特区は無条件に酒類の製造を認めるものではありません。無免許で製造した場合、酒税法に基づき処罰されますのでご注意ください。

製造を希望する農業者を対象に、北海道や税務署の協力により免許取得に向けた研修会を8月ごろ、江別市の北海道立食品加工研究センターで開催し、どぶろく製造に関する知識や技能について習得していただく予定です。
なお、この研修会に参加することで酒造免許の取得に必要な技術要件を満たすこととなります。

新しい「かみふの味」に！

町内では、自分が育てた農産物を農業者目らが加工・製品化する「6次産業化」の動きが注目されています。
ワイン、ぶどうジュース、りんごジュース、にんじんピクルス、野菜まん、トマトジュース、希少な小麦「はるゆたか」を使ったうどんやパスタなどの乾麺などなど。今や「かみふの味」ともいえるこれらの製品に、上富良野産米100%の「どぶろく」が加わるのを
お楽しみに！



保育所と幼稚園に 遊びに行こう!!



～平成27年度 子育て支援 地域開放事業～

町内の保育所・幼稚園では、ホールや園庭、遊具を開放する「子育て支援 地域開放事業」を実施しています。自由遊びや保育士による手遊び、リズム運動など、親子がふれあう楽しい行事を企画。子育ての不安や悩みなどの相談もお受けしています。

問合せ 各施設、保健福祉課子育て支援班 ☎46987

中央保育所

富町1丁目4番90号 ☎42074

●お母さんといっしょ

開設日時 5月8日、7月10日、8月14日、9月11日、11月13日、12月11日、1月15日、2月5日(いずれも金曜日)

時間 9時30分～11時

●お父さんといっしょ

開設日時 5月9日、7月11日、8月8日、9月12日、11月14日、12月12日、1月16日、2月6日(いずれも土曜日)

時間 9時30分～11時

上富良野西保育園

泉町1丁目5番15号 ☎44072

●いっしょにあそびませんか

開催日 5月15日、6月19日、7月17日、8月21日、9月18日、10月16日、11月20日、12月18日、1月15日、2月19日(いずれも金曜日)

時間 9時～11時

わかば保育園

旭町3丁目3番43号 ☎42803

●のびのびクラブ

開催日 5月22日、6月19日、7月24日、8月21日、9月25日、11月27日、12月18日、1月29日、2月26日(いずれも金曜日)

時間 9時30分～11時

高田幼稚園

栄町3丁目2番30号 ☎42446

●キッズ・ランド

開催日 5月13日、6月17日、7月8日、8月26日、9月9日、10月7日、11月11日、12月9日、1月21日、2月10日(1月のみ水曜日、ほかはいずれも水曜日)

時間 9時～11時

●お母さんといっしょ

開催日 12月1日(火)

時間 10時15分～11時30分

募集

上富良野町職員

町では、平成27年7月1日採用予定の薬剤師1人と看護師1人を募集しています。
受験資格 薬剤師の資格を有し

昭和39年7月2日以降に生まれた方、看護師の資格を有し昭和49年7月2日以降に生まれた方で、いずれも採用時に上富良野町内に居住することができる方(准看護師免許の方の方は受験できません)
試験日時 5月20日(水) 9時

かみふらの特・得商品券 予約開始!

町では商工会と連携し、町内での消費拡大を目的に、1万円で1万2千円分の買い物ができる地方創生地域消費喚起型プレミアム付き商品券「かみふらの特・得商品券」を販売します。

① 町内の商品券取扱加盟店で現金同様に使用(釣銭なし)できます
② 店舗による使用枚数の制限はありません
③ 他の商品券(ビール券・酒券・図書券など)、切手、はがきの購入、未払金の支払いなどには使用できません
④ 町内の商品券取扱加盟店で現金同様に使用(釣銭なし)できます
⑤ 店頭による使用枚数の制限はありません
⑥ 他の商品券(ビール券・酒券・図書券など)、切手、はがきの購入、未払金の支払いなどには使用できません
⑦ 町内の商品券取扱加盟店で現金同様に使用(釣銭なし)できます

【商品券の概要】

販売価格 1組1万円(1枚500円×商品券24枚)

購入限度 1世帯5組(5万円)発行数 7千組

販売対象 町内在住かつ町内企業に勤務する18歳以上の方(代理購入は障がい者のみ)

【購入・使用について】

予約受付 5月7日(木)～13日(水)の平日 9時～18時

受付場所 セントラルプラザ

※予約多数の際は ①障がい者・70歳以上の方がいる世帯

その他 商品券取扱加盟店など詳しくは、商工会発行のチラシを、ご覧ください
問合せ 上富良野町商工会

☎2191

試験場所 役場庁舎

試験内容 面接、小論文(必要書類と一緒に事前提出)

受験手続 必要書類を5月13日(水)【必着】までに提出

※必要書類は左記が町のホームページでご確認ください

申込み・問合せ 総務課総務班

☎6400

福祉

自立支援医療(精神通院)給付制度

指定医療機関において、精神疾患の継続的な通院治療を行う場合、医療費の一部が公費で負担され、自己負担が原則1割となります(所得に応じてひと月の自己負担額に上限あり)。
なお、一定の所得以上の世帯で「重度かつ継続」治療に該当しない方は、公費負担の対象とはなりません。
※原則、事前申請が必要ですが対象 通院により精神疾患の治療を受けている方
必要なもの 指定医師の診断書、健康保険証、印鑑、年金受給者は年金額のわかる書類
申込み・問合せ 保健福祉課福祉対策班

手話を学ぶ会

富良野圏域手話奉仕員養成講座・入門課程として、手話を初めて学ぶ方を対象に開催します。ぜひ、ご参加ください。
日時 6月2日(火)～10月20日(火)の毎週火曜日 19時～20時30分 計20回

場所 中富良野町南町10番10号 中富良野町ふれあいセンター「なかまーる」

定員 30人

参加料 3千240円(テキスト代)

申込期限 5月14日(木)

申込み・問合せ 富良野地域生活支援センター

☎3933



日赤募金運動

例年ご協力いただいている「日赤募金運動」を5月の赤字運動月間に合わせ行います。いただいた募金は災害救護をはじめ、国際救護や安全講習の普及などの活動資金に充てられます。町内会長などを通じて依頼させていただきますので、特段のご協力を願います。

問合せ 保健福祉課福祉対策班

☎6987

【広告】

広告を掲載しませんか

広報かみふらのでは、掲載いただける有料広告を募集しています。

サイズ・掲載料(1回につき)

4.5cm× 8.5cm 5,000円

4.5cm× 17.5cm 10,000円

発行日 毎月10日・25日(休日の場合は直前の平日)

申込み・問合せ 町民生活課自治推進班 ☎6985

生ごみたい肥販売中

富良野広域連合環境衛生センターでは、ご家庭から収集した生ごみからつくった完熟「生ごみたい肥」を通年で販売しています。



家庭菜園やガーデニングなどにお使いください。

販売日時 平日の9時～17時

販売価格 10ℓ(約4kg)100円

※袋詰めしてあります

申込み・問合せ 富良野市字

上五区 環境衛生センター

☎4376

各種相談

行政相談委員

この度、行政相談委員として平成27年4月1日～平成29年3月31日の2年間の任期で、田中博さんが再委嘱されました。行政相談委員は総務大臣から委嘱された有識者で、国の仕事に対する苦情などの相談を受け付け、助言や関係機関に対する通知などを行います。5月の相談日は下表のとおりです。



田中 博さん

問合せ 総務課総務班

☎6400

交通事故相談

北海道では、専門の相談員による交通事故相談所を設置しています。相談は無料ですので、ご利用ください。

北海道交通事故相談所

相談方法 面接(要予約)、電話、ファクス、メール

相談日時 平日の9時～16時30分(12月29日～1月3日除く)

困ったときの相談窓口

～相談はいずれも無料です。気軽にご相談ください～

	内 容	開設日時	場所・問合せ先など
行政相談	国の仕事やサービス、各種制度の手続き、困り事や苦情、意見、要望	5月19日(火) 13:00～16:00	保健福祉総合センターかみん 行政相談委員 田中博(南町2丁目1番13号) ☎2882 毎月第1火曜日 問合せ:総務課総務班 ☎6400
消費者相談	契約や取引でのトラブル、商品やサービスに関する相談・苦情など	10:00～16:00 土・日曜日、 祝日を除く	富良野市若松町17番1号(富良野市役所となり) 富良野市消費生活センター ☎1166 相談員:専門相談員
住民相談 (日常相談)	相続や金銭問題、離婚、家屋の賃貸借や労働問題など幅広く対応します	9:30～16:30 土・日曜日、 祝日を除く	富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部市民相談室 ☎2301(内線1901) 相談員:専門相談員
法律相談	相続や金銭問題、離婚、家屋の賃貸借や労働問題など幅広く対応します	5月10日(日) 11:00～15:00	富良野市弥生町1番1号 富良野市総務部市民相談室 ☎2301(内線1901) 相談員:弁護士 原則、毎月第2日曜日 要事前予約
こころの 健康相談	不安や気分の落ち込みがひどい、よく眠れないなど精神的な悩み	5月13日(水) 27日(水) 14:00～15:00	富良野市末広町2番10号 富良野保健所 ☎3161 相談員:専門医 要事前予約 原則、毎月第1・第3水曜日 保健師による相談は随時
思春期相談	本人と保護者を対象に思春期の心や健康、性に関する相談に対応します	5月13日(水) 27日(水) 14:00～15:00	富良野市末広町2番10号 富良野保健所 ☎3161 相談員:専門医 要事前予約 原則、毎月第1・第3水曜日 保健師による相談は随時
女性の 健康相談	妊娠や出産、子育て、不妊、更年期の悩みなど女性の健康についての悩み	5月13日(水) 10:00～16:00	富良野市末広町2番10号 富良野保健所 ☎3161 相談員:保健師 要事前予約 原則、毎月第2水曜日 平日9～17時には電話相談あり
はーとまね センター	多重債務などが理由で心の問題を抱える方を対象に生活相談、健康相談	5月14日(木) 13:30～15:30	富良野市末広町2番10号 富良野保健所 ☎3161 相談員:司法書士、保健師 要事前予約 原則、毎月第2木曜日



自転車の
規則を守ろう!

自転車は便利で環境に優しい乗り物ですが、ルールやマナーを無視した乗り方をすると重大な交通事故につながります。自転車のルールを守って安全に利用しましょう。

- 自転車安全利用五則**
- ① 自転車は車道を走るのが原則、歩道は例外
 - ② 車道は左側を通行
 - ③ 歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行
 - ④ 安全ルールを守る(飲酒運転、二人乗り、並進は禁止。夜間はライトを点灯)
 - ⑤ 子どもはヘルメットを着用

春の地域安全運動

実施期間 5月11日～20日まで
例年この時期は、タイヤの盗難や車上ねらいなどの犯罪が増加する傾向にあります。運動期間中は地域の方と連携し、犯罪のない安全で安心な地域づくりをめざします。

不審者に注意!

小学生が不審者に声を掛けられる事案が発生しています。次のことに注意し、地域で子どもを守りましょう。

- ◇**児童は** なるべく一人で登下校はやめましょう
- ◇**保護者は** 子どもの行動を把握し、帰宅時間が遅い場合は迎えに行くなど、犯罪に巻き込まれないよう予防を
- ◇**地域の方は** 学校の登下校時間に散歩へ行くなど、不審者に目を光らせてください

5月20日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」

町内の事件・事故発生状況(3月)
()は前年比較

◇事件	刑法犯認知件数: 1(-3) (内訳) 車上ねらい1
◇事故	人身事故発生件数: 1(+1) 死者数: 0(±0) 傷者数: 1(+1) 物損件数: 28(+10)

毎月15日は『道民交通安全の日』
毎月20日は『地域安全の日』

交 番
三ニ広報紙
富良野警察署 ☎20110
上富良野交番 ☎20339

申込み・問合せ 札幌市中央区
北3条西6丁目 道庁1階
☎011-204-5220
FAX 011-232-7452
Eメール kanseidousei2@pref.
hokkaido.jp

●上川総合振興局交通事故相談所

相談員による巡回相談を月1回、弁護士相談を年4回実施しています。いずれも事前予約が必要です。日程など詳しくは左記へお問合せください。
申込み・問合せ 旭川市永山6条19丁目 上川総合振興局保健環境部環境生活課
☎0166-46-5923

保健

肝炎、HTLV-1、骨髄バンクの予約検査開設

肝炎、HTLV-1キャリアの早期発見、骨髄バンクのドナー登録に必要な血液採取のため、予約検査を開始しました。
日程 毎月第4木曜日(12月のみ第3木曜日)
時間 11時、14時
場所 富良野保健所
内容 B型・C型肝炎ウイルス検査、HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス1型)抗体

検査、骨髄バンク血液検査
申込み・問合せ 富良野保健所
健康推進課健康支援係
☎33161

子育て

一時預かり事業

町内の保育所では、お子さんの一時預かり事業を実施しています。親御さんの通院、幼稚園や学校の行事、家族の介護、たまには一人でゆっくりショッピングを楽しみたいなど、預ける理由は何でもかまいませんので、活用ください。
実施場所
中央保育所(富町1丁目)
☎2074

上富良野西保育園(泉町1丁目)
☎4072
わかば愛育園(旭町3丁目)
☎2803

対象 就学前の集団保育が可能なお子さん

利用日時 月～土曜日(祝日、年末年始を除く) 8時～17時30分

利用料 4時間まで1千500円、4時間以上3千円

※利用料のほか、給食やおやつ代の実費がかかります

利用方法 前日までに希望の保育所にお申込みください

問合せ 右の各保育所か保健福祉課子育て支援班
☎6987

ファミサポ
春のサポーター講習会

ファミリー・サポート・センターでは、春のサポーター講習会を開催します。修了後にはサポーターとして活動いただけます。子どもの発達、病気や看護の基礎など、子育てにも役立つ講座で、受講は無料です。

日時 5月18日～6月22日の月・水・金曜日(一部を除く)、午前中の2時間程度、計12回
※すべての講義に参加できない方も、補講や秋の講習会での受講が可能です

場所 保健福祉総合センターかみん
※託児を用意しますが、定員がありますので早めにお申込みください

申込み・問合せ NPO法人こどもサポートふらの(子どもセンター内) ☎6966

ファミサポは、子育ての援助をお願いしたい利用者さんと、援助していただけるサポーターさんによる会員組織。援助する側・される側、両方の登録も可能です。

3月の十勝岳

『活動状況および予報警報事項』噴火警戒レベル1(平常)

十勝岳では4月4日15時ごろ(期間外)から夜遅くにかけて火山性地震が一時的に増加しました。また、4月6日には継続時間が短く振幅の小さい火山性微動が発生し、火山性地震が一時的に増加しました。ここ数年、大正火口の噴煙量と地震回数の増加、火山性微動の発生、発光現象などが観測されており、長期的にみると火山活動が高まる傾向にありますので、今後の火山活動の推移に注意してください。

平成27年2月24日に噴火予報(噴火警戒レベル1、平常)を発表しました。その後、予報事項に変更はありません。

『地震、微動の発生状況』

4月4日15時ごろ(期間外)から5日0時ごろにかけて、62・2火口付近のごく浅い所(海拔0km以浅)を震源とする火山性地震が増加しました。また、4月6日20時22分に継続時間が短く振幅の小さい火山性微動が発生し、その後、7日6時ごろにかけて火山性地震が増加。3月28日18時26分にも、継続時間が短く振幅の小さい火山性微動を観測しました。いずれの火山性微動発生時も悪天のため噴煙の状況は確認できませんでしたが、空振計と地殻変動に特段の変化はありませんでした。

長期的には、62・2火口付近のごく浅い所を震源とする火山性地震は、2010年ごろからやや多い状態となっており、火山性微動も2014年9月ごろから時々発生するようになっています。

一方、グラウンド火口周辺や旧噴火口付近の浅い所(海拔下0～3km程度)を震源とする周辺の地震活動は、引き続き低調に経過しました。

『常時微動の状況』

火口付近に設置している地震計で観測している常時微動(※の振幅レベルは2014年11月ごろから増大し、12月上旬から一時的に低下傾向が認められましたが、2015年3月に入り増大し、浅部の熱水活動は再び活発となっている可能性があります。

※常時微動は火山性地震や火山性微動と違い、途切れずに長時間継続する。山体浅部の熱水活動などに起因する現象の可能性がある。

『噴煙などの表面現象の状況』

26日に実施した国土交通省北海道開発局の協力による上空からの観測では、62・2火口内の状況は雲のため確認できませんでしたが、大正火口やその周辺の融雪域の状況には特段の変化はありませんでした。

問合せ 旭川地方気象台 ☎0166-32-7102

教育

道民カレッジ連携講座

道民カレッジでは、生涯学習の場としてさまざまな講座を開いており、町内ではいしずえ大学との連携講座として開催しています。受講には登録(無料)が必要です。

講座名・日時

「高齢者の交通安全」	5月22日(金)	10時30分
「応急手当」	7月10日(金)	10時30分
「マジック鑑賞」	8月7日(金)	10時30分
「落語口演会」	10月9日(金)	10時30分

場所 社会教育総合センター

募集中です!

かみふらのPR大使

上富良野の素晴らしさ、魅力を積極的に広く宣伝していただける「かみふらのPR大使」を随時募集しています。
対象者 町にゆかりのある方(現在の居住地、出身地は問いません)
任期 2年



PR大使第11号のらべとん

申込み・問合せ
産業振興課商工観光班 ☎456983

観光ボランティア

かみふらの観光ボランティアの会では、観光シーズンに観光案内と観光PRをしていただける高校生以上のボランティアを募集しています。私たちと一緒に、思い出に残る旅のお手伝いをしませんか? 初心者も大歓迎。申込みは随時、受け付けています。
時間 2交代制(いずれかでOK)
8時30分~12時30分
12時30分~16時30分
場所 上富良野駅舎観光案内所
期間 6月20日(土)~9月30日(水)
申込み・問合せ 一般社団法人かみふらの十勝岳観光協会 ☎453150

申込み・問合せ
教育振興課社会教育班
☎55511

「郷土をさぐる」第32号

上富良野の先人が歩んだ足跡を今に伝え続ける「郷土をさぐる」。このほど、第32号が発刊となりました。ぜひ、手に取って読んでみてください。



発刊された第32号

主な内容
・江花小学校の思い出

研修会

・東中金毘羅神社の合祀
・十勝岳白銀荘に駐つた「白銀之鐘」が樹林に鳴り響く
頒布価格 1千円
問合せ
上富良野町郷土をさぐる会
☎3158

住民講座(パソコン講習)

時間はいずれも18時~19時30分、定員は10人です。
◎フード図形活用コース
日程 5月1・8日
受講料 4千800円
◎エクセル基礎コース
日程 5月11・13・15・18日
受講料 7千500円

手続き

◎エクセル応用コース
日程 5月20・22・25・27日
受講料 7千500円
◎エクセル実用コース
日程 5月29日、6月1日
受講料 4千800円
問合せ
富良野地域人材開発センター
☎2619

運転免許更新時講習

◎場所 富良野地域人材開発センター
【優良講習 30分】
5月7日(木)・15日(金) 13時
【一般講習 1時間】
5月7日(木)・15日(金) 14時
【違反講習 2時間】
5月25日(月) 13時
【初回講習 2時間】
5月11日(月) 13時
◎場所 中富良野町農村環境改善センター
【優良講習 30分】
5月20日(水) 18時
※受講前に、警察署での免許更新手続きが必要です
問合せ
富良野地方交通安全協会
☎20110

5月5日~11日は「児童福祉週間」です

国では、家庭や子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定め、児童福祉の理念の普及・啓発のため各種行事が行われています。

平成27年度「児童福祉週間」標語 最優秀作品
世界には 君の輝く 場所がある
千葉県 古仲彩人さん(10歳)の作品

問合せ 保健福祉課子育て支援班 ☎456987

春の全国交通安全運動 5月11日~20日

運動の重点
●子どもと高齢者の交通事故防止
→ 昨年中の全死者のうち44%が高齢者
●シートベルトとチャイルドシートの着用
→ 昨年の自動車乗車中の死者の18%が非着用、そのうち70%が着用していれば助かったと思われます
●飲酒運転の根絶 → 飲酒していない人の約8.5倍の致死率(昨年)



問合せ 町民生活課生活環境班 ☎456985

